検査主任者届書について手引き

１　検査主任者を選解任した場合は、都道府県知事に届出が必要です。

　　容器検査所の登録を受けた者は、容器検査所ごとに、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者又は製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから、検査主任者を選任し、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 検査主任者届書（様式第８） | 1 | 選解任を同時に行うときは、届書にまとめて記載すること。控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| 製造保安責任者免状等の写し | 1 | 解任のみの届出の場合は不要 |
| 経験を証する書面 | 1 | 解任のみの届出の場合は不要 |

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第８（第35条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査主任者届書 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
|  名称 |  |
|  容器検査所所在地 |  |
| 選　任 | 製造保安責任者免状の種類 |  |
|  検査主任者の氏名 |  |
| 解　任 |  製造保安責任者免状の種類 |  |
| 検査主任者の氏名 |  |
| 選任 | 　　　年　　月　　日　 |  |
| 解任 |
| 解任の理由 |  |

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　 　　　　　　代表者　氏　名

　鳥取県知事　殿

　備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　　　２　×印の項は記載しないこと。

　　　　３　製造保安責任者免状の種類の欄は、製造保安責任者免状の交付を受けている者のみ記載すること。